

平成 21 年 5 月 18 日現在

研究種目： 基盤研究（C）
研究期間：2005～2008
課題番号： 17530074
研究課題名（和文） ファイナンス理論の「法と経済学」的研究
研究課題名（英文） The studies of finance theory in the point of law and economics

研究代表者
岸田 雅雄（KISHIDA, Masao）
早稲田大学・商学大学院・教授
研究者番号：10030644

研究成果の概要：

本研究は、ファイナンス理論を「法と経済学」的見地から総合的、すなわち学際的かつ実務的に研究するものである。ファイナンス理論の研究分野は、基本的に経済学と法学、会計学が交錯する分野であり、学際的な研究が不可欠である。具体的な研究方法は、隣接の各分野にわたって他面的に検討を加えるものである。まず法学的には、会社法はもとより商法、民法、金融商品取引法、租税法とファイナンスに関連する法制の研究を行う。経済学分野では、ミクロ経済学に関連する狭義のファイナンス理論を分析するとともに、広義のマクロ、ミクロ両側面から経済学の研究を行う。さらに会計学的側面からは、最新の金融商品会計を初めとするファイナンスに関連する金融商品の会計処理方法等を研究するものである。最後にこれら各分野の研究成果をまとめ、ファイナンス理論を「法と経済学」的に研究を行う。他方でそのような理論面だけでなく、ファイナンスに実際に携わっている実務家等から有益な示唆を仰ぎ理論構築の際に示唆を得ることとする。最終的にはこのような理論面、実務面の研究成果をまとめてファイナンス理論の「法と経済学」的研究に関する提言を行いたい。

交付額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2005 年度	700,000	0	700,000
2006 年度	700,000	0	700,000
2007 年度	700,000	210,000	910,000
2008 年度	700,000	210,000	910,000
年度			
総計	2,800,000	420,000	3,220,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学、民事法、会社法学

キーワード：

「法と経済学」、会社法、金融商品取引法、会計学、ファイナンス、経済学、ファイナンス理論。

1. 研究開始当初の背景

21世紀の経済学を中心はファイナンス理論である。モノ作りで行き詰まった先進諸国では英米を初めとして、高度なファイナンス理論を発展させてきた。一方そのような発展に合わせて金融商品取引法を初めとする多くのファイナンス規制法が作られた。しかし法律の作成者（立法者）は必ずしもファイナンス理論に精通していないため、ファイナンス規制の法律としては必ずしも十分なものではなかった。これに対しファイナンス理論の考案者はほとんどが経済学者、あるいはミクロを専門とするエコノミストであり、そのファイナンスを法的にどのように規制すべきかについては十分な識見を有していないことが少なくない。そのため、経済学と法学の理論を統合した「法と経済学」的見地からのファイナンス理論が要請されていると考えることができる。しかし実際にファイナンス理論と「法と経済学」を結びつけた研究は必ずしも容易ではない。本研究においては、その理論的枠組みを作るための基礎的な研究を行ったものである。

2. 研究の目的

本研究の目的は、ファイナンス理論を「法と経済学」的に研究することである。その方法として、公刊された文献のみならず、ファイナンス関係者からの聞き取り調査や第1次的文献の収集を行い、ファイナンス理論が実務的にどのように機能しているかを明らかにすることによってファイナンス理論の「法と経済学」的研究を行い、最終的には新しい理論を構築し公表することが本研究の主たる目的である。

3. 研究の方法

本研究では、法学、経済学、会計学の文献の収集や読み込みだけでなく、ファイナンスの直接関わっている、弁護士事務所、会計士事務所、東京証券取引所の関係者、会社の実務担当者等からの聞き取り調査を行った。具体的な研究方法は以下の通りである。

まず初年度である平成17年度は法学、経済学、ファイナンス理論、会計学の文献を収集するとともに、その読み込みを行った。しかし法律専門家の知識では必ずしも十分に理解し難い分野も少なくないため、経済学、ファイナンス理論、会計学者との交流を深め、あるいは研究会等に出席するなどして研究を深めた。

第2年度である平成18年度においては、前年度に引き続き、ファイナンス法である会社法、金融商品取引法の研究を深めると

ともに、隣接分野との研究を含め、あるいは法学の隣接分野の学会（日本監査研究学会）で研究報告を行うなど「法と経済学」的研究に打ち込んだ。

第3年度である平成19年においては、これまでの文献的研究や研究会での学者との交流に加え、実務家が行う実務の研究を深めた。具体的には、ファイナンス法を専門とする大手法律事務所を尋ね、弁護士等と質疑応答を重ねた。さらにファイナンス会計についても大手監査事務所を尋ね、多くの公認会計士からファイナンスの会計処理等についての実務について聞き取り調査を行った。そのほか、東京証券取引所や一般事業会社の経理部長等からも面談調査を行った。これらの聞き取り調査等は実務の運用を知る上で大変有意義であった。

第4年度（最終年度）である平成20年度は、第1、第2、第3年度で行った研究をさらに推し進めたほか、これまで収集した文献や資料を整理、検討して最終的な提言を公表すべく検討を重ねている。なお最終的な研究成果は大手出版社から単行本として出版予定であるが、現在のところ明白な出版の日時は確定していない。しかし、出版予定の文献の整理は近い将来に終了する予定であるのでできるだけ早く公表したい。

4. 研究成果

前述のように研究成果の公表は、最終的には、「法と経済学」（ファイナンス理論を含む）に関する単行本を刊行することであり、少なくとも1、2年以内に公刊するべく準備を進めている。なお法学、ファイナンス理論、会計学の個別テーマの論文は以下の記載とおりである。監査研究学会においては、「会計学者、公認会計士等の実務家との共同で研究を行い日本監査研究学会で「法と経済学」的研究の一端を公表している。会社法の「法と経済学」についての別個の論文も今年中の公表が既に確定している。

このようにファイナンス理論の「法と経済学」的研究は4年間にわたる研究期間において十分な研究ができたことは大変私にとっても有意義な4年間であった。

5. 主な発表論文等

（以下すべて研究代表者の単独執筆である）
〔雑誌論文〕（計16件）

「新会社法における内部統制システム導入の意義」企業会計57巻5号59-64頁（2005年5月号）。これは新会社法の下での内部統制システムについての法律上の研究である（査読無し）。

「剰余金の配当規制」・新「会社法」詳解・企業会計特別保存版174-183頁(2005年7月20日号)これは、新会社法において旧商法から変更された配当規制について法学及び会計学の両分野からの総合研究である。配当規制はファイナンス理論の中心的テーマであるため、これについて詳細に「法と経済学」的研究を行ったものである(査読無し)。

「中小会社と組織再編」武田隆二編・新会社法と中小会社279-311頁(2006年4月1日)これは、中小企業の組織再編(合併、会社分割、株式交換・株式移転)に関する法律と会計の両規制の研究を行ったものである。組織再編も実務において法律と会計の交錯する分野であり、「法と経済学」的研究が要請される分野である(査読無し)。

「剰余金の配当」別冊金融・商事判例「新しい会社法制度の理論と実務」170-179頁(2006年8月5日)これもと同様に法律と会計の交錯する研究分野である(査読無し)。

「証券取引法等の一部を改正する法律の概要」月刊監査役517号(2006年9月号)4-10頁。証券取引法は、証券取引に関して法学と経済学の研究の交錯する分野である。証券取引法は2006年に改正されたため、その「法と経済学」的研究を行ったものである(査読なし)。

「コーポレート・ファイナンス規制」会社法における主要論点の評価181-197頁(2006年12月15日)。コーポレート・ファイナンス分野は、法と経済と会計の交錯する分野であるが、会社法におけるコーポレート・ファイナンス規制についての研究を行った(査読無し)。

「会社法の監査と金融商品取引法上の監査」広島法科大学院論集2007年3号23-48頁(2007年3月発行)監査は会計学と法学の交差する研究分野であるが、本

研究では特に会社法の監査と金融商品取引法の監査を比較検討し、さらに「法と経済学」的研究を行った(査読無し)。

公認会計士法の改正(月刊監査役526号3-8頁(2007年5月号)公認会計士法が2007年に改正されたが、公認会計士法の研究も会計学と法学、そして経済学の交錯する分野として研究を行ったものである(査読無し)。

「アメリカにおけるコーポレートガバナンス」奥島孝康編・企業の統治と社会的責任334-361頁(平成19年6月29日)会社統治を規制するコーポレートガバナンス理論は、経済学、法学、そして会計学の交錯する「法と経済学」的研究に相応しい分野と考えられるが、このテーマについて日本のコーポレートガバナンスのみならず、これをアメリカ法と比較して詳細に研究を行ったものである(査読無し)。

「粉飾決算の防止と公認会計士の役割(商事法務・平成19(2007)年10月5/15日号(1812号5-10頁)会社における粉飾決算の防止の問題は、法学、会計学、経済学の交錯する分野であるが、これについて公認会計士の役割を中心に検討を加えたものである(査読無し)。

「金融商品取引法の改正」月刊監査役542号94-97頁(日本監査役協会、2008年6月25日)2008年の金融商品取引法の改正について、法学、経済学の観点から検討を加えたものである(査読無し)。

「旧長銀事件最高裁判決の検討」旬刊商事法務1845号26-32頁(2008年10月5/15日合併号)。2008年7月18日の旧長期信用銀行の旧経営者の粉飾決算に対する無罪判決は、金融行政に大きな衝撃を与えたが、これについて「法と経済学」的な検討を加えたものである(査読無し)。

「会社法とディスクロージャー」現代のディスクロージャー(柴健次/須田一幸/薄井

彰) 161~182頁(中央経済社、2008年11月10日)。会社法制の情報開示規制について法学と会計学の両者の立場から詳細な検討を加えたものである(査読無し)。

「時価会計凍結論をめぐって」税経通信2009年1月(903)号97~104頁(2009年、税務経理協会)。2008年12月において金融危機の対応する措置として従来の資産の時価評価を凍結するものとしたが、その問題点を「法と経済学」的立場から詳細に検討したものである(査読無し)。

「会計原則の変更の法的効力」会計監査ジャーナル21巻3号129~135頁(2009年3月)と同じ問題をその後の動きを踏まえて検討したものである(査読無し)。

「会社法と会計理論」上村達男・企業法制の現状と課題152~166頁(日本評論社、2009年3月31日)。会社法上の会計規制を最新の会計理論の動きを踏まえて検討したものである(査読無し)。

〔学会発表〕(計4件)

「企業統治(コーポレートガバナンス)と監査」新会社法におけるコーポレートガバナンスと監査・日本監査研究学会課題特別研究部会・5-13頁(2006年9月16日)

「コーポレートガバナンスと監査」日本監査研究学会・課題別研究部会「新会社法におけるコーポレートガバナンスと監査」1~14頁(2007年9月14日)

とは、日本監査研究学会において行ったコーポレートガバナンスと監査の「法と経済学」的研究の報告である。

「わが国の法的組織形態研究」会計事務所の組織形態研究・日本監査研究学会課題特別研究部会2-6頁(2006年9月1日)。

「監査クライアントと国家機関・会計検査院」131頁~136頁日本監査研究学会・課題別研究部会「会計事務所の組織形態研究-最終報告」131~136頁(2007年

9月14日)。

とは、日本監査研究学会において行った監査法人に対する研究報告であり、監査法人のあり方を「法と経済学」的に研究したものである。

〔図書〕(計3件)

ゼミナール会社法入門(6版)日本経済新聞社551頁(2006年2月24日)

日本の会社法(新訂8版)(河本一郎、森田章、川口恭弘と共著、359頁、2006年4月20日)

とは、会社法のテキストであるが、特に会社法を「法と経済学」的に検討した点に大きな特色がある。

「コーポレート・ガバナンスと監査」会社法におけるコーポレート・ガバナンスと監査(蟹江章編共著・日本監査研究学会リサーチ・シリーズ3-24頁、同文館出版、2008年4月20日)

これは日本監査研究学会で行った研究成果をまとめて公刊したものである。

〔産業財産権〕

出願状況(計0件)

取得状況(計0件)

〔その他〕

特にありません。

6. 研究組織

(1) 研究代表者

岸田 雅雄(KISHIDA MASAO)

早稲田大学・商学大学院・教授

(2) 研究分担者

なし

(3) 連携研究者

なし